

こんにちは



平成23年 第1号

新年明けましておめでとうございます。

皆様、穏やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。



本年もご多幸な一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。



横浜市都筑医療センター 職員一同

あけましておめでとうございます。

年末から寒くなりましたが、風邪をひかないように暖かい物を摂り、体を冷やさないようにいたしましょう。生姜蕩やくず湯などのとろみのある飲み物は体が暖まってよいでしょう。

さて今年にはウサギ年です。ぴよんぴよん跳ねる、軽快な元気のある一年でありますように、楽しく過ごしていきたいものです。

本年もスタッフ一同、在宅で療養中の皆様およびそのご家族の方々が、より快適な生活を送れるよう支援していきたいと思っております。ご希望がございましたら、お気軽に職員へ声をかけてください。また苦言、助言が在りましたら是非お伝えください。

研鑽を積んでより良い支援ができるよう改善に努めてまいります。

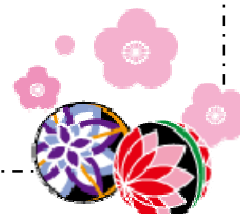
都筑医療センター 理事長 斉木 和夫

【勉強会】

「こんにちは」でも時折報告させていただいておりますが、当医療センターでは、内部で勉強会を開いております。毎月緩和ケアと月替わりのテーマでの勉強会、また、随時患者様の使用されている医療機器についても学んでいます。

その他に、他職種や他事業所の方々と連携を取り、地域でのネットワーク作りやより良いチームケアができるよう努めております。介護保険を中心とするサービスを提供している事業所の集まりである**ケアネットつづき**、医師・薬剤師・看護師・ヘルパー・ケアマネジャーなどで構成されている**在宅服薬管理ワーキンググループ**、それから、訪問のリハビリテーションの関係者で作られた**横浜市北部地域リハビリテーション連絡会**などにも積極的に参加しています。

今後、このような内外の勉強会や連絡会などで得た学びやネットワークを、在宅での支援に活かして行きたいと思っております。



*** 所得税の確定申告の時期です ***

自分や家族のために**医療費を支払った場合は**、確定申告で所得税の**医療費控除**が受けられます。
介護のためにかかった費用も所得税の**医療費控除**を受けられます。

① 介護保険の在宅サービスのうち、**医療系サービスの利用料**は、医療費控除の対象となります。



短期療養入所介護 通所リハビリテーション
 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導（以上介護予防サービスを含む）

② 医療系サービス以外の在宅サービスのうち、次の条件を満たす場合には、利用料(介護保険の 1 割負担分のみ)が医療費控除の対象になります。

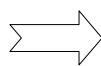
(i) 居宅（介護予防）サービス計画に基づき利用したサービスであること。

(ii) 居宅（介護予防）サービス計画に、**①の医療系サービスのいずれか、又は老人保健・医療保険での訪問看護が位置づけられていること。**

訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護（以上介護予防サービスを含む）
 身体介護中心の訪問介護・夜間対応型訪問介護・介護予防訪問介護

③ **寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な方については、おむつ代が医療費控除の対象**となります。確定申告では、**領収書と医師の発行したおむつ使用証明書（有料）が必要**となります。領収書は、品名等が分かれば、スーパーのレシートでも構いません。

☆詳しくは各自で
 お問い合わせ下さい。



問い合わせ先 都筑区・青葉区：緑税務署 TEL 045-972-7771
 宮前区：川崎北税務署 TEL 044-852-3221

【編集後記】

いよいよ冬本番ですね。冷えと乾燥の調整が大変な時期ですが、
 暖房器具・加湿器や衣類・布団の調節で乗り切りましょう。
 風邪、インフルエンザには要注意です！！ (内海)



都筑医療センター訪問看護ステーション	TEL	045-913-5181
都筑ヘルパーステーション	TEL	045-913-3577
都筑区医師会居宅支援センター	TEL	045-910-6327
	TEL	045-911-6100
都筑医療センター介護福祉用具センター	TEL	045-911-6100
看護・介護・福祉用具	FAX	045-911-6700
居宅	FAX	045-910-6506

☆☆パソコンから医療センターの活動内容を見ることが出来ます。ぜひご覧下さい☆☆

<http://www.tsuzuki-med.org/center/idea.html>

『ヨコハマつづき健康生活ナビ』の『医療センター在宅事業部門』からお入り下さい。